（注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。
（注４）　受信障害対策中継放送若しくはコミュニティ放送を行う地上基幹放送局以外の地上基幹放送局又は地上基幹放送試験局の場合に限る。

［２～22　略］

23　［略］

［表略］

［(1)・(2)　略］

(3)　別紙(3)は、次の様式により記載すること。

氏名又は名称	住　所	職　業	議決権の総数に対する議決権の比率(%)	備　考

（注１）　議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の総数に対する議決権の比率が100分の１以上の者（株式会社にあつては株主、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利を有する構成員（以下この別表において「社員又は理事等」という。））について記載すること。ただし、定款に別段の定めがある場合は、その定めによる比率を記載し、定款を提出すること。
（注２）　設立中の法人又は団体にあつては、(注１）によるほか、発起人全員について記載すること。
（注３）　増資その他の理由により、将来において議決権の総数に対する議決権の比率が100分の１以上となる予定がある場合は、その旨を併せて記載すること。
（注４）　法人又は団体にあつては、名称に代表者の氏名を付記すること。
（注５）　住所の欄は、都道府県市区町村を記載すること。この場合において、法人又は団体にあつては本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
（注６）　職業の欄は、法人又は団体にあつては「何事業」、個人にあつては「何(株)(代)専務（常）」、「雑貨商店主」のように記載すること。この場合において、法人又は団体の代表権を有する役員については役名の前に「(代)」の文字を、常勤の役員については役名の後に「(常)」の文字を付記すること。

（注３）　基幹放送に加えて基幹放送以外の無線通信の送信をする無線局の場合に限る。

［２～22　同左］

23　［同左］

［表同左］

［(1)・(2)　同左］

(3)　別紙(3)は、次の様式により記載すること。

ア　議決権の総数

区　分			株式数(株)	議決権の数(個)
発行済株式(A)	無議決権株式(B)			
	議決権制限株式(C)			
	完全議決権株式	自己保有株式(D)		
		相互保有株式(E)		
		特定外国株式等(F)		
		その他(G)		
	単元未満株式(H)			
総数(I)				
備考	１単元の株式数			

（注１）　最近日現在の議決権（株式会社にあつては議決権、その他の法人又は団体にあつては当該法人又は団体の意思決定機関において議案に対する意思表示を行う権利。以下この別表において同じ。）の状況について記載すること。
（注２）　(A)の欄は、申請者が株式会社である場合に記載すること。
（注３）　(B)の欄には、会社法第108条第１項第３号の規定により、株主総会の全部の事項について議決権を行使することができない株式（同法第189条第１項に定める、単元株式数に満たない数の株式（以下この別表において「単元未満株式」